

# 大東市水道ビジョン 2021～2030 ～いつまでもつづく「幸せのまち」を支える水道～ 【概要版】

## はじめに

### 策定の主旨 本編 p1

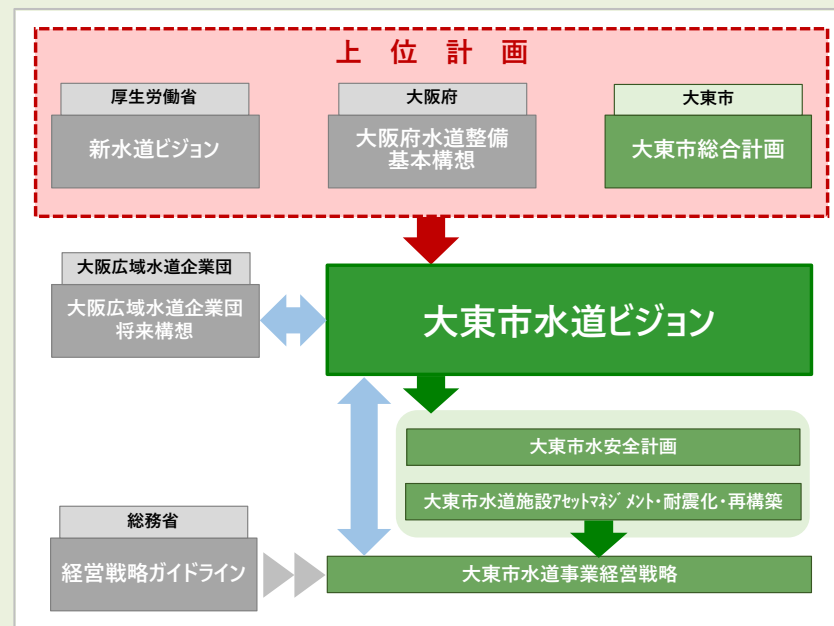
本市では、2010（平成 22）年 7 月に“いつでもどこでも安全でおいしい水を低廉に供給する”ための指針として、「大東市水道ビジョン」（以降、旧ビジョン）を策定し、個々具体的な事業を進めてきましたが、2020（令和 2）年度で計画期間が終了します。

近年、水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、人口や給水量の減少に伴い、料金収入も減少傾向を呈しています。一方、主に高度成長期に整備された施設の老朽化が進行し、更新時期を迎える施設が増加していくこと、大規模地震等による災害が頻発しており、早急に対策を講じなければならないことから、必要経費は増加する見込みです。

今後、ますます厳しくなると想定される事業環境の下で、安定給水を維持していくため、旧ビジョンを全面的に見直し、今回新たに「大東市水道ビジョン」（以降、本ビジョン）を策定しました。

### 本ビジョンの位置づけ 本編 p2

本ビジョンは、厚生労働省の「新水道ビジョン」、本市の「大東市総合計画」及び大阪府の「大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）」を上位計画とします。また、水道水の供給元である大阪広域水道企業団の「大阪広域水道企業団将来構想（WATER WAY2030）」及び本市で2019（平成 31）年 4 月に策定した「大東市水道事業経営戦略」と整合を図ります。



### 計画期間 本編 p2・p49

計画期間は、2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度までとします。

実現方策の進捗管理は毎年実施し、本ビジョンは概ね 5 年程度で見直しを行い、計画期間の最終年度（2030（令和 12）年度）に次期のビジョンを策定します。

見直しの際には、2019（平成 31）年 4 月に策定された「大東市水道事業経営戦略」等と整合を図ります。また、上記以外にも、財政状況や事業の実施について、当初の計画から大幅に差異が生じた際には見直しを行います。

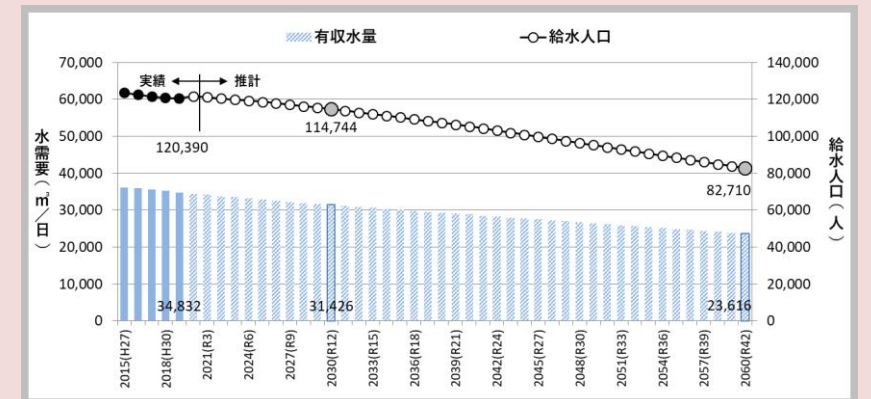
| 2021<br>R3        | 2022<br>R4 | 2023<br>R5 | 2024<br>R6 | 2025<br>R7  | 2026<br>R8        | 2027<br>R9 | 2028<br>R10 | 2029<br>R11 | 2030<br>R12      |
|-------------------|------------|------------|------------|-------------|-------------------|------------|-------------|-------------|------------------|
| 進捗把握<br>必要に応じて見直し |            |            |            | ビジョン<br>見直し | 進捗把握<br>必要に応じて見直し |            |             |             | 次期<br>ビジョン<br>策定 |

## 将来の事業環境

### 給水人口及び水需要（有収水量） 本編 p36

目標年度である 2030（令和 12）年度の給水人口及び水需要（有収水量）は、2019（令和元）年度と比べてそれぞれ 4.7%、9.8%減少する見込みです。

また、約 40 年後の 2060（令和 42）年度の給水人口及び水需要（有収水量）は、2019（令和元）年度と比べてそれぞれ 31.3%、32.2%減少する見込みです。

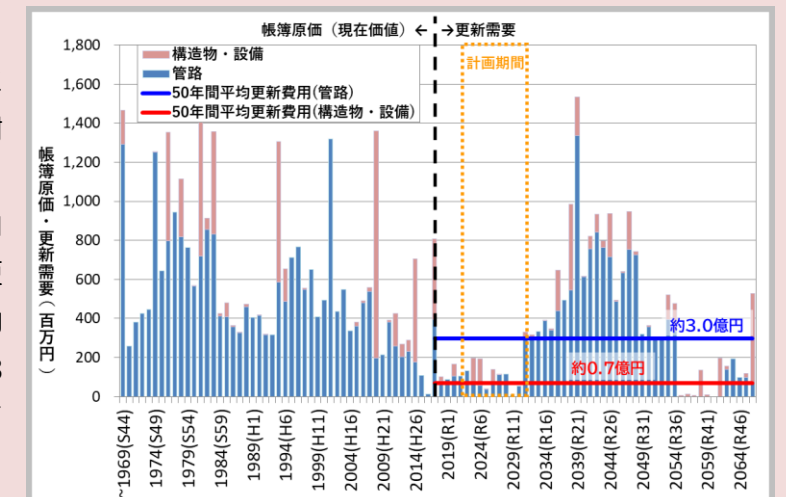


※2015（平成 27）年度までの実績値

### 更新需要 本編 p37

東部第二配水場・東部第二高区配水場を除く配水場では、今後 30 年以内で法定耐用年数に到達します。管路は現時点で、約 3 割が法定耐用年数を超過しています。

2016（平成 28）年度を基準とした本市独自の更新基準で更新した場合、今後 50 年間の更新需要は構造物・設備が約 35 億円（年間平均約 0.7 億円）、管路が約 148 億円（年間平均約 3 億円）と想定されています。特に管路については、計画期間後に膨大な更新需要が発生します。



## 基本理念、基本方針及び施策目標 本編 p38

本市の総合計画の理念「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」に伴い、本ビジョンの基本理念を「いつまでもつづく『幸せのまち』を支える水道」とします。基本方針及び施策目標は、厚生労働省の「新水道ビジョン」で示されている「安全」「強靱」「持続」の 3 つの観点から設定し、下記に示すとおりとします。

### ～いつまでもつづく「幸せのまち」を支える水道～

#### 《安全》安全でおいしい水の供給

給水装置の衛生向上

#### 《強靱》いつでもどこでも安定した給水の確保

水道施設の耐震化

浸水対策

応急給水・応急復旧体制の見直し

#### 《持続》適正な維持管理と経営基盤の強化

水道施設のダウンサイジング及び更新

効率的な施設の維持管理

お客さまサービスの改善

健全な経営の維持

大東市水道ビジョン 2021～2030 ～いつまでもつづく「幸せのまち」を支える水道～ 【概要版】

課題 本編 p9～p35・実現方策 本編 p39～p48

いつまでもつづく「幸せのまち」を支える水道

| 基本方針                           | 課題                |                                           | 施策目標                                          | 実現方策                          |                                                                                                           | 目標値              |                          |                    |                     |
|--------------------------------|-------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------------------|--------------------|---------------------|
|                                |                   |                                           |                                               |                               |                                                                                                           | 業務指標             |                          | (現状)<br>2019<br>R1 | (目標)<br>2030<br>R12 |
| 1《安全》<br>安全でおいしい<br>水の供給       | (2) 給水装置等         | ○貯水槽水道の衛生管理向上                             | 1.1 給水装置の衛生向上                                 | (1) 貯水槽水道設置者への啓発              | ○設置者への直接訪問等による衛生管理の向上                                                                                     |                  |                          |                    |                     |
|                                |                   | ○鉛製給水管の解消                                 |                                               | (2) 鉛製給水管の早期解消                | ○鉛製給水管を2027（令和9）年度までに解消<br>○個別訪問等による鉛製給水管に関する認知度の向上                                                       | A401             | 鉛製給水管率 <sup>1</sup>      | 1.5%               | 0.0%                |
| 2《強靱》<br>いつでもどこでも<br>安定した給水の確保 | (1) 水道施設の<br>災害対策 | ○構造物・管路の耐震化推進                             | 2.1 水道施設の耐震化                                  | (1) 配水場の早期耐震化                 | ○灰塚配水場、東部配水場、東部第三配水場の耐震補強の実施                                                                              | B604             | 配水池の耐震化率 <sup>2</sup>    | 43.7%              | 60.0%               |
|                                |                   |                                           |                                               | (2) 計画的な管路耐震化                 | ○更新に合わせた計画的な管路耐震化の実施<br>○重要拠点配水管路の耐震化を2027(令和9)年度までに完了                                                    | B605             | 管路の耐震管率 <sup>3</sup>     | 21.4%              | 28.0%               |
|                                |                   | B606                                      | 基幹管路の耐震管率 <sup>4</sup><br>(B606-2耐震適合率)       |                               |                                                                                                           | 47.9%<br>(56.0%) | 54.7%<br>(62.8%)         |                    |                     |
|                                |                   | B607                                      | 重要給水施設配水管路の耐震管率<br>(B607-2耐震適合率) <sup>5</sup> |                               |                                                                                                           | 66.3%<br>(72.8%) | 100%<br>(100%)           |                    |                     |
|                                | ○構造物の浸水対策         | 2.2 浸水対策                                  | (1) 灰塚配水場の浸水対策                                | ○防水壁の設置等による浸水対策の実施            |                                                                                                           |                  |                          |                    |                     |
|                                | (2) 危機管理体制        | ○民間との応援協定拡大                               | 2.3 応急給水・応急復旧<br>体制の見直し                       | (1) 資機材調達の応援協定締結              | ○資機材調達に関する民間との応援協定の締結                                                                                     |                  |                          |                    |                     |
|                                | (3) 応急給水・<br>応急復旧 | ○応急復旧時の資機材調達<br>○応急給水拠点が少ない地域の対応          |                                               | (2) 応急給水拠点の追加                 | ○東部山間地や北西部における応急給水拠点の追加                                                                                   |                  |                          |                    |                     |
| 3《持続》<br>適正な維持管理と<br>経営基盤の強化   | (1) 水道施設の<br>更新   | ○計画的な構造物・設備の更新<br>○施設規模の適正化<br>○計画的な管路の更新 | 3.1 水道施設の<br>ダウンサイジング<br>及び更新                 | (1) 施設のダウンサイジング               | ○施設の更新時期に合わせた適切なダウンサイジングの実施                                                                               |                  |                          |                    |                     |
|                                |                   |                                           |                                               | (2) 更新基準年限に基づいた<br>適切な水道施設の更新 | ○中央管理センター計装設備、東部第二高区配水場電気機械設備<br>及び東部第三配水場電気機械設備の更新<br>○更新基準年限に準じたその他の構造物・設備の随時更新<br>○年間約3億円を目安とした管路の随時更新 | B502             | 法定耐用年数超過設備率 <sup>6</sup> | 30.9%              | 32.4%               |
|                                |                   |                                           |                                               |                               |                                                                                                           | B504             | 管路の更新率 <sup>7</sup>      | 0.62%              | 1.45%               |
|                                | 独自                | 平均管路更新率：<br>当該年度以前3年の平均                   | 0.56%                                         |                               |                                                                                                           | 1.45%            |                          |                    |                     |
|                                | (2) 維持管理          | ○水道法改正に合わせた維持管理強化                         | 3.2 効率的な施設の<br>維持管理                           | (1) 点検内容の見直し                  | ○水道法改正に基づく点検リストを用いた点検を2023（令和5）<br>年度より実施                                                                 |                  |                          |                    |                     |
|                                | (3) お客さま<br>サービス  | ○各種手続きの利便性向上                              | 3.3 お客さまサービスの<br>改善                           | (1) インターネット等を活用した<br>手続きの拡大   | ○アプリ決済提供会社の拡大<br>○インターネットを活用した水道使用開始・中止の手続きの実施                                                            |                  |                          |                    |                     |
|                                |                   | ○情報提供の充実                                  |                                               | (2) 情報提供の見直し                  | ○水道事業の理解を深める情報提供の充実                                                                                       |                  |                          |                    |                     |
|                                | (4) 経営状況          | ○資金の確保                                    | 3.4 健全な経営の維持                                  | (1) 水道料金及び料金体系の検討             | ○能率的な経営下における適正な料金収入の確保                                                                                    |                  |                          |                    |                     |
|                                | (5) 運営状況          | ○適正な職員数確保                                 |                                               | (2) 技術職員の確保                   | ○必要な技術職員（正職員） 1 4 人の確保                                                                                    |                  |                          |                    |                     |
|                                |                   | ○職員の育成                                    |                                               | (3) 職員育成の充実                   | ○資格取得促進施策の実施と積極的な外部研修への派遣                                                                                 |                  |                          |                    |                     |
|                                |                   | ○業務の効率化                                   |                                               | (4) ICT技術の活用                  | ○業務の効率化及びサービスの向上を目的としたICT技術の導入                                                                            |                  |                          |                    |                     |
| ○広域連携の推進                       |                   | (5) 広域連携の推進の検討                            |                                               | ○大阪広域水道企業団との事業統合における効果や時期の検討  |                                                                                                           |                  |                          |                    |                     |

1. 鉛製給水管率（％）：鉛製給水管使用件数/給水件数×100により算出する。鉛製給水管の解消に向けた取り組みの進捗度合いを表す指標である。  
2. 配水池の耐震化率（％）：(耐震対策の施された配水池有効容量/配水池等有効容量)×100により算出する。  
3. 管路の耐震管率（％）：(耐震管延長/管路延長)×100により算出する。  
4. 基幹管路の耐震管率,耐震適合率（％）：(基幹管路のうち耐震管延長/基幹管路延長)×100,(基幹管路のうち耐震適合性のある管路延長/基幹管路延長)×100により算出する。  
5. 重要給水施設配水管路の耐震管率,耐震適合率（％）：(重要給水施設配水管路のうち耐震管延長/重要給水施設配水管路延長)×100,(重要給水施設配水管路のうち耐震適合性のある管路延長/重要給水施設配水管路延長)×100により算出する。重要給水施設配水管路は、本市においては「重要拠点配水管路」を指す。  
6. 法定耐用年数超過設備率（％）：(法定耐用年数を超えている機械・電気・計装設備等の合計数/機械・電気・計装設備等の合計数)×100により算出する。設備の老朽化度及び更新の取り組み状況を表す指標である。  
7. 管路の更新率（％）：(更新された管路延長/管路延長)×100により算出する。管路更新の執行度合いを表す指標である。